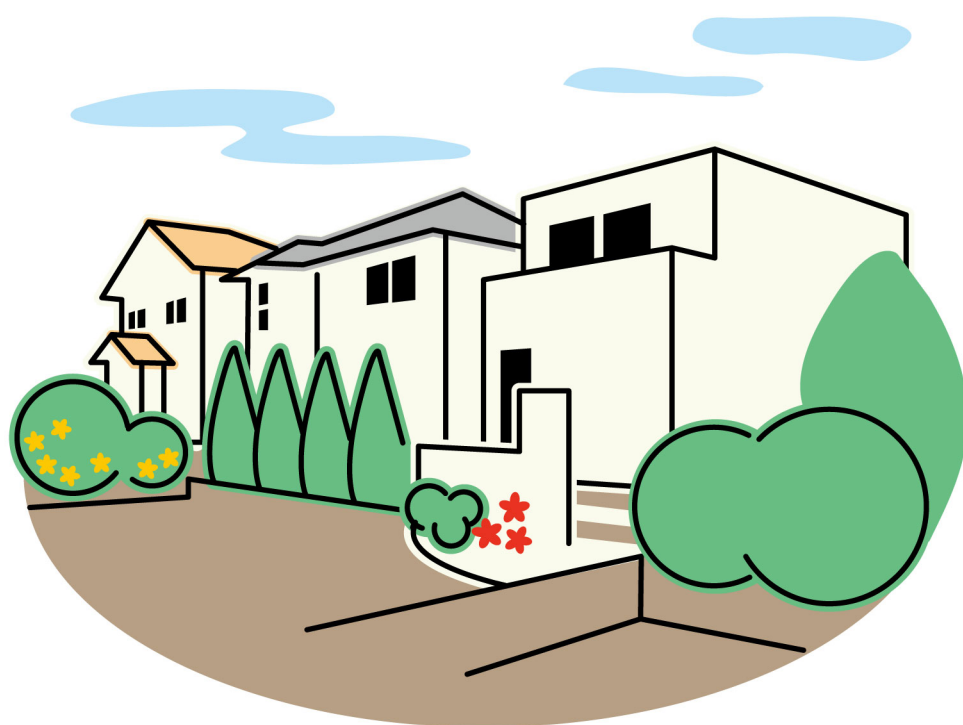


第4章 良好な景観の形成に向けて



4-1	良好な景観の形成に関する行為の制限 . . .	39
	届出対象行為	39
	景観形成基準	41
4-2	景観重要建造物／景観重要樹木	59
4-3	屋外広告物に関する行為の制限	60
4-4	景観重要公共施設	64

4-1 良好な景観の形成に関する行為の制限 (景観法第8条第2項第2号)

景観計画区域内における建築物の新築や工作物の新設等の行為については、「第3章 君津市が目指す景観づくり」の「3-3方針」に基づき、良好な景観が形成されるよう緩やかに誘導します。

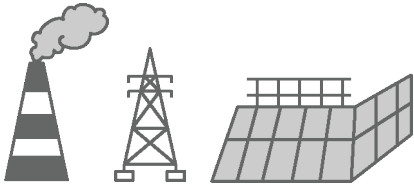
さらに、本市の景観に大きな影響を与える一定の規模以上の建築物等については、届出対象行為とし、景観形成基準を定めます。

なお、届出の対象ではない建築物等についても、より良い景観の形成を目指して、本計画に定める方針や景観形成基準への配慮が必要となります。

■ 届出対象行為

届出が必要となる行為は、次のとおりです。

ただし、工業専用地域における行為は、届出対象行為から除きます。

行為の種類	届出の対象
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる 修繕若しくは模様替 又は色彩の変更 	・地盤面からの高さが10メートルを超える建築物 ・建築面積が500㎡を超える建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更 	・設置面からの高さが6mを超える煙突 ・設置面からの高さが15mを超える鉄柱、コンクリート柱又は鉄塔 ・地盤面からの高さが2mを超え、かつ、総延長が20mを超える擁壁 ・太陽光発電設備（土地に自立して設置するものに限る。）で、パネルの面積の合計が100㎡を超えるもの
開発行為 ^{※1} 	・開発区域の面積が3,000㎡以上の開発行為
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の土地の 形質の変更 	・変更に係る土地の面積が3,000㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物 ^{※2} 、 再生資源 ^{※3} その他の物件の堆積 	・堆積に係る面積が500㎡以上で、かつ、道路その他の公共の場所から容易に望見できるもの

※1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物。

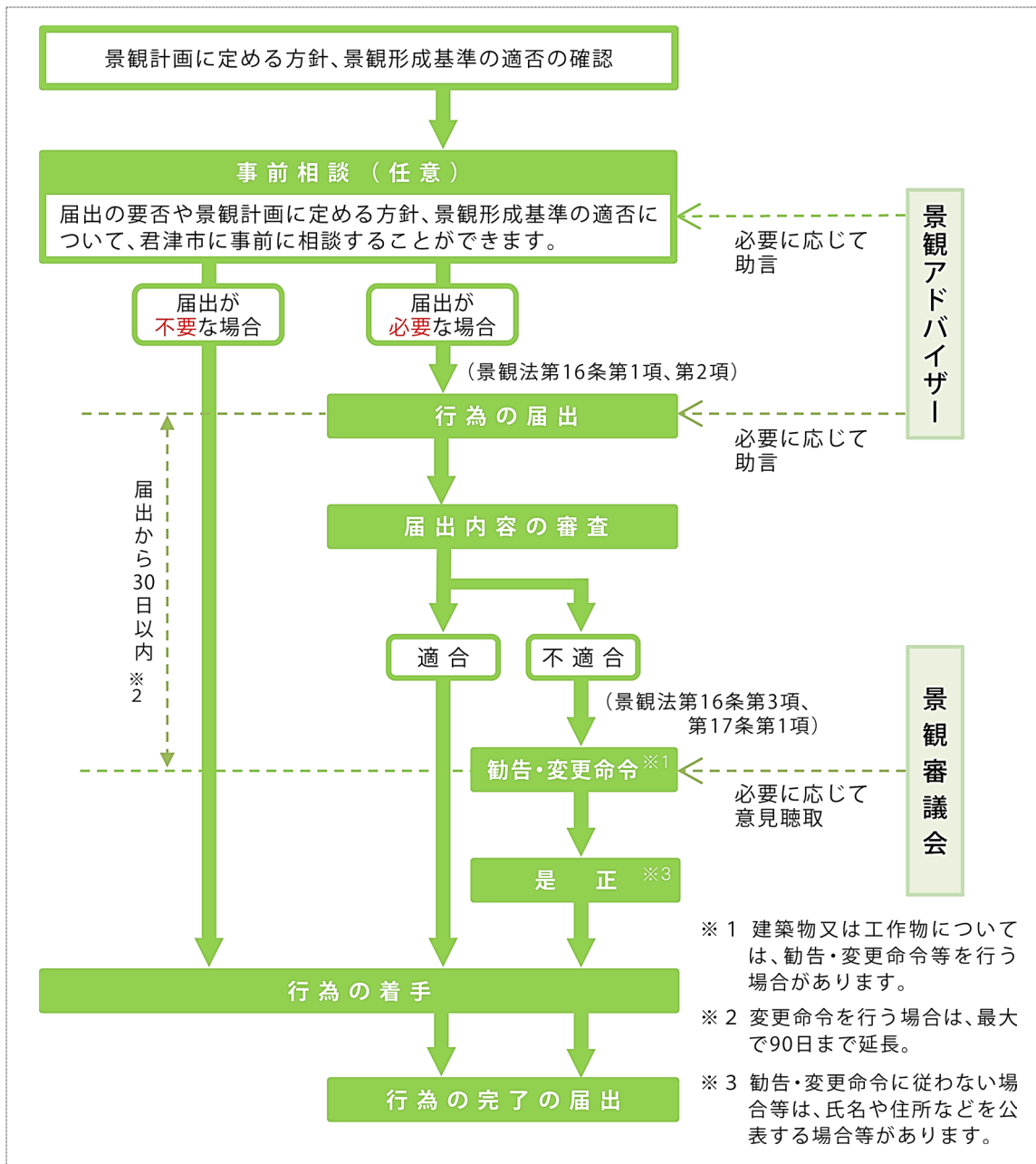
※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源。

■ 届出の流れ

景観計画区域内において、「届出対象行為」を行う場合は、行為着手の30日前までに、景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う必要があります。

届出の流れは、次のとおりです。

届出フロー



■（参考）景觀法一部抜粋

●第102条

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定による景観行政団体の長の命令又は第70条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者（次号以下省略）

●第103条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（次号以下省略）

■ 景観形成基準

景観形成基準は、次のとおりです。

1 建築物

- 市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）

■位置・配置

- ・周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・可能な限り壁面を道路から後退するなど周囲に圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。
- ・幹線道路の沿道においては、まち並みの連続性に配慮し、壁面の位置をそろえるよう工夫すること。

■高さ・規模

- ・周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。
- ・主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない高さ・規模とすること。
- ・周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。

■形態・意匠

- ・周辺の景観と調和するとともに、建築物全体の統一感が確保された形態・意匠とすること。
- ・壁面は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。

■色彩

- ・人工的な色彩を避け、周囲のまち並みや自然景観に溶け込むような色彩とすること。
 - ・建築物に付帯する設備類は、建築物本体との調和を図った色合いを用いること。
 - ・色彩は、原則として色彩基準（54ページ参照）で示す範囲内の色彩とすること。
- ※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。
- ※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。
- ※伝統的な建築物で、協議・調整を行ったものは、この限りでない。
- ※アクセントとして用いる色彩で、各立面（一つの面の見付面積）の1/20以下のものは、この限りでない。

■材料・素材

- ・周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。
- ・素材は、耐久性があり、汚れが目立たないものを使用するよう努めること。
- ・光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。

■屋外設備

- ・外壁や屋上などに付帯する設備など（配管や室外機など）は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。

■外構・緑化

- ・敷地の境界を囲む場合は、生垣の設置や植栽等に努め、人工的で無機質な素材の使用を避けること。
- ・塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫すること。
- ・戸建て住宅地においては、緑豊かなまち並みの形成に寄与するよう道路に面する部分の緑化に努めること。
- ・既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。

■駐車場

- ・駐車場は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、敷地内の緑化に努めるなど周辺の景観との調和に配慮すること。

■夜間照明

- ・夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。

●市街化調整区域、都市計画区域外

■位置・配置

- ・周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景、歴史的建造物などを遮らない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・可能な限り壁面を道路から後退するなど周囲に圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。
- ・幹線道路の沿道においては、まち並みの連続性に配慮し、壁面の位置をそろえるよう工夫すること。

■高さ・規模

- ・周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。
- ・主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景、歴史的建造物などを遮らない高さ・規模とすること。
- ・歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない高さ・規模とすること。
- ・周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。

■形態・意匠

- ・周辺の景観と調和するとともに、建築物全体の統一感が確保された形態・意匠とすること。
- ・歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない形態・意匠とすること。
- ・壁面は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。

■色彩

- ・人工的な色彩を避け、周囲のまち並みや自然景観に溶け込むような色彩とすること。
- ・建築物に付帯する設備類は、建築物本体との調和を図った色合いを用いること。
- ・色彩は、原則として色彩基準（54ページ参照）で示す範囲内の色彩とすること。
 ※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。
 ※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。
 ※伝統的な建築物で、協議・調整を行ったものは、この限りでない。
 ※アクセントとして用いる色彩で、各立面（一つの面の見付面積）の1/20以下のものは、この限りでない。

■材料・素材

- ・周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。
- ・素材は、耐久性があり、汚れが目立たないものを使用するよう努めること。
- ・光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。
- ・城下町としての名残をとどめる地区では、趣のあるまち並みの形成に寄与するよう石材や木材などの自然素材の活用を検討すること。

■屋外設備

- ・外壁や屋上などに付帯する設備など（配管や室外機など）は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。

■外構・緑化

- ・敷地の境界を囲む場合は、生垣の設置や植栽等に努め、人工的で無機質な素材の使用を避けること。
- ・塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫すること。
- ・戸建て住宅地においては、緑豊かなまち並みの形成に寄与するよう道路に面する部分の緑化に努めること。
- ・既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。

■駐車場

- ・駐車場は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、敷地内の緑化に努めるなど周辺の景観との調和に配慮すること。

■夜間照明

- ・夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。

● かずさアカデミアパーク地区

■位置・配置

- ・かずさアカデミアパーク地区の景観的特徴を損なうことがない位置・配置とすること。
- ・斜面樹林地等とのつながりを意識し、周囲の景観と調和し、それらの眺望を阻害しない位置・配置とすること。
- ・周囲に圧迫感を与えない配置とすること。
- ・現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた位置・配置とすること。

■高さ・規模

- ・斜面樹林地等とのつながりを意識し、周囲の景観と調和し、それらの眺望を阻害しない高さ・規模とすること。
- ・周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。
- ・現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた規模とすること。

■形態・意匠

- ・周囲の建築物の形態・意匠やかずさアカデミアパーク地区全体の雰囲気と調和を図るとともに、統一感をもたせること。
- ・斜面樹林や稜線等との連続性や空間を著しく損ねることがない形態・意匠とすること。
- ・壁面については、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。
- ・一つの敷地に複数の建築物等を建築する場合は、敷地内及び周辺の景観が調和するよう施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まとまりに配慮した形態・意匠とすること。
- ・建築物に付帯するもの（屋外階段など）は、建築物本体と調和する形態・意匠とすること。

■色彩

- ・壁面、屋根の色は落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。
- ・建築物に付帯する設備類は、建築物本体との調和を図った色合いを用いること。
- ・色彩は、原則として色彩基準（54ページ参照）で示す範囲内の色彩とすること。
※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。
※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。
※伝統的な建築物で、協議・調整を行ったものは、この限りでない。
※アクセントとして用いる色彩で、各立面（一つの面の見付面積）の1/20以下のものは、この限りでない。

■材料・素材

- ・周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。
- ・光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。

■屋外設備

- ・屋上や壁面などに付帯する設備など（配管や室外機など）は、目立たないように配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。

■外構・緑化

- ・敷地の境界を囲む場合は、生垣の設置や植栽等に努め、人工的で無機質な素材の使用を避けること。
- ・塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫すること。
- ・道路に面する部分の緑化に努めること。
- ・周囲の斜面林等とのつながりを意識し、植栽を行うこと。
- ・既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。

■駐車場

- ・駐車場は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、敷地内の緑化に努めるなど周辺の景観との調和に配慮すること。

2 工作物

- 市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）

■位置・配置

- ・周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間から見えにくい位置・配置とするよう工夫すること。
- ・周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。

■高さ・規模

- ・周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。
- ・主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない高さ・規模とすること。
- ・周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。

■形態・意匠

- ・周辺の景観と調和する形態・意匠とするよう努めること。
- ・擁壁は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。

■色彩

- ・落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。
- ・工作物に付帯する設備類は、工作物本体との調和を図った色合いを用いること。
- ・土地に自立して設置する太陽光発電設備は、モジュールやフレームを低彩度かつ低明度とするなど、目立たない色彩とするよう努めること。
- ・色彩は、原則として色彩基準（54ページ参照）で示す範囲内の色彩とすること。
 ※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。
 ※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。
 ※アクセントとして用いる色彩で、各立面（一つの面の見付面積）の1/20以下のものは、この限りでない。

■材料・素材

- 素材は、耐久性があり、汚れが目立たないものを使用するよう努めること。
- 光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。

■屋外設備

- 工作物に付帯する設備など（配管など）は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。

■外構・緑化

- 周囲に生垣を設置し、または、植栽等に努め、周辺から目立たないように配慮し、工作物の圧迫感を和らげるよう努めること。
- 土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の景観と調和する植栽または柵などで遮蔽する等工夫すること。

■夜間照明

- 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。

●市街化調整区域、都市計画区域外

■位置・配置

- ・周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景、歴史的建造物などを遮らない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置・配置とするよう工夫すること。
- ・土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間から見えにくい位置・配置とするよう工夫すること。
- ・周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。

■高さ・規模

- ・周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。
- ・主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景、歴史的建造物などを遮らない高さ・規模とすること。
- ・歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない高さ・規模とすること。
- ・周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。

■形態・意匠

- ・周辺の景観と調和する形態・意匠とするよう努めること。
- ・歴史的建造物などの周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない形態・意匠とするよう努めること。
- ・擁壁は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。

■色彩

- ・落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。
- ・工作物に付帯する設備類は、工作物本体との調和を図った色合いを用いること。
- ・土地に自立して設置する太陽光発電設備は、モジュールやフレームを低彩度かつ低明度とするなど、目立たない色彩とするよう努めること。
- ・色彩は、原則として色彩基準（54ページ参照）で示す範囲内の色彩とすること。
※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。
※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。
※アクセントとして用いる色彩で、各立面（一つの面の見付面積）の1/20以下のものは、この限りでない。

■材料・素材

- 素材は、耐久性があり、汚れが目立たないものを使用するよう努めること。
- 光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。

■屋外設備

- 工作物に付帯する設備など（配管など）は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。

■外構・緑化

- 周囲に生垣を設置し、または、植栽等に努め、周辺から目立たないように配慮し、工作物の圧迫感を和らげるよう努めること。
- 土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の景観と調和する植栽または柵などで遮蔽する等工夫すること。

■夜間照明

- 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。

● かずさアカデミアパーク地区

■ 位置・配置

- ・かずさアカデミアパーク地区の景観的特徴を損なうことがない位置・配置とすること。
- ・斜面樹林地等とのつながりを意識し、周囲の景観と調和し、それらの眺望を阻害しない位置・配置とすること。
- ・周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置とすること。

■ 高さ・規模

- ・斜面樹林地等とのつながりを意識し、周囲の景観と調和し、それらの眺望を阻害しない高さ・規模とすること。
- ・周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。
- ・現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた規模とすること。

■ 形態・意匠

- ・周囲の建築物の形態・意匠やかずさアカデミアパーク地区全体の雰囲気と調和を図るとともに、統一感をもたせるよう努めること。
- ・斜面樹林や稜線等との連続性や空間を著しく損ねることがない形態・意匠とすること。
- ・擁壁は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。

■ 色彩

- ・落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。
- ・工作物に付帯する設備類は、工作物本体との調和を図った色合いを用いること。
- ・色彩は、周辺の景観と調和するものとする。

■ 屋外設備

- ・工作物に付帯する設備など（配管など）は、目立たないように配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、または、色彩等を工夫すること。

■ 外構・緑化

- ・周囲に生垣を設置し、または、植栽等に努め、周辺から目立たないように配慮し、工作物の圧迫感を和らげるよう努めること。

3 開発行為

●市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）、市街化調整区域、都市計画区域外

- ・現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた配置とするよう努めること。
- ・既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。
- ・のり面は、可能な限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和する緑化を図るよう努めること。
- ・一つの敷地に複数の建築物等を建築する場合は、敷地内及び周辺の景観が調和するよう施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まとまりに配慮した形態及び意匠とするよう努めること。

●かずさアカデミアパーク地区

- ・現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた配置とするよう努めること。
- ・周囲の斜面樹林等とのつながりを意識し、植栽を行うよう努めること。
- ・既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。
- ・一つの敷地に複数の建築物等を建築する場合は、敷地内及び周辺の景観が調和するよう施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まとまりに配慮した形態及び意匠とするよう努めること。

4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

●市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）、市街化調整区域、都市計画区域外

- ・土石の採取または鉱物の掘採の場所は、可能な限り道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、採取または掘採の位置や方法を工夫すること。
- ・遮蔽する場合は、可能な限り植栽または塀等を設置し、背景の景観や周辺の景観との調和に配慮すること。
- ・土石の採取または鉱物の掘採後は、可能な限り周辺の植生と調和する緑化に努めること。
- ・土地利用の転換に伴い、平面駐車場や資材置き場などへの造成行為を行う場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、既存の緑地や樹木は可能な限り保全すること。

5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

●市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）、市街化調整区域、都市計画区域外

- 道路や公園などの公共の場所から見えにくい位置に配置するよう配慮すること。
- 周囲から目立たないように可能な限り高さを抑えけるとともに、整然とした集積または貯蔵とするよう工夫すること。
- 周囲から目立たないように可能な限り周辺の景観と調和する植栽または塀等で遮蔽すること。
- 堆積場の出入口の数や幅員は、必要最小限に抑制するよう努めること。

●かずさアカデミアパーク地区

- 周囲から目立たないように可能な限り高さを抑えけるとともに、整然とした集積または貯蔵とするよう工夫すること。
- 周囲から目立たないように可能な限り周辺の景観と調和する植栽または塀等で遮蔽すること。
- 堆積場の出入口の数や幅員は、必要最小限に抑制するよう努めること。

■ 色彩基準

● 市街化区域（かずさアカデミアパーク地区は除く）

色 相	建築物の外壁、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
N(無彩色)	4以上9未満	—	2.5以上7未満	—
R(赤)	3以上9未満	0.5以上3以下	2.5以上7未満	3以下
YR(黄赤)	3以上9未満	0.5以上5以下	2.5以上7未満	5以下
Y(黄)	3以上9未満	0.5以上5以下	2.5以上7未満	5以下
GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	3以上9未満	0.5以上3以下	2.5以上7未満	3以下

● 市街化調整区域、都市計画区域外

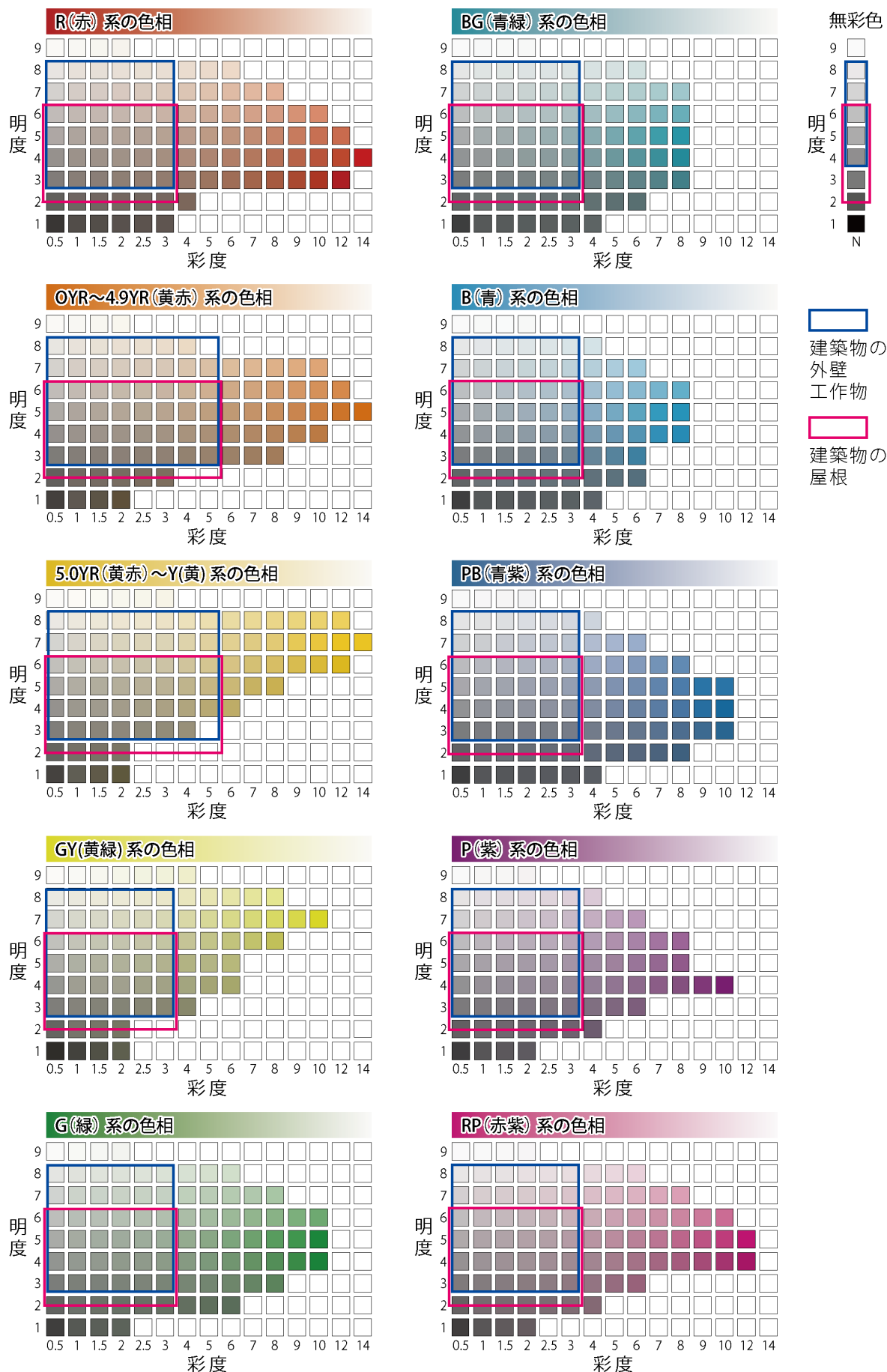
色 相	建築物の外壁、工作物		建築物の屋根	
	明度	彩度	明度	彩度
N(無彩色)	4以上9未満	—	2.5以上7未満	—
R(赤)	3以上9未満	0.5以上2以下	2.5以上7未満	2以下
YR(黄赤)	3以上9未満	0.5以上4以下	2.5以上7未満	4以下
Y(黄)	3以上9未満	0.5以上2以下	2.5以上7未満	2以下
GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	3以上9未満	0.5以上2以下	2.5以上7未満	2以下

● かずさアカデミアパーク地区

基準の適用部位	色 相	建築物の外壁		建築物の屋根	
		明度	彩度	明度	彩度
基調色 外壁の各面の 4/5以上	0R(赤)～4.9YR(黄赤)	4以上8.5未満	4以下	—	—
		8.5以上	1.5以下	—	—
	5YR(黄赤)～5Y(黄)	4以上8.5未満	6以下	—	—
		8.5以上	2以下	—	—
	5.1Y(黄)～10Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	4以上8.5未満	2以下	—	—
		8.5以上	1以下	—	—
補助色 外壁の各面の 1/5以下	0R(赤)～4.9YR(黄赤)	8.5未満	4以下	—	—
		8.5以上	1.5以下	—	—
	5YR(黄赤)～5Y(黄)	8.5未満	6以下	—	—
		8.5以上	2以下	—	—
	5.1Y(黄)～10Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	8.5未満	2以下	—	—
		8.5以上	1以下	—	—
強調色 外壁の各面の 1/20以下※	自 由 (ただし、周辺の建築物や背景となる景観と調和する色彩を使用する)			—	—
屋根	0R(赤)～5Y(黄)	—		6以下	3以下
	5.1Y(黄)～10Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)	—		6以下	1以下

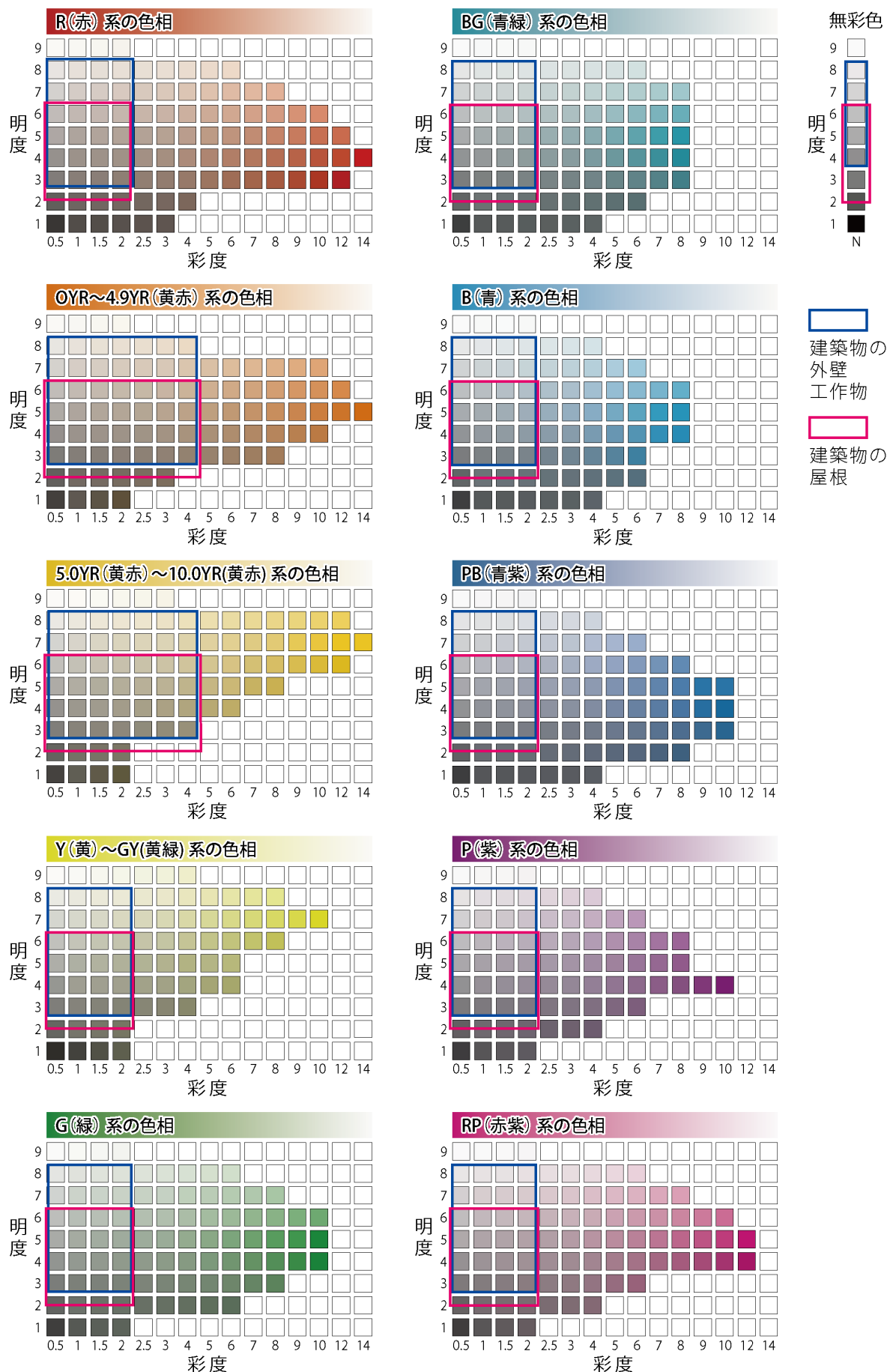
※ただし、補助色の使用面積と強調色の使用面積の和は1 / 5以下とする。

市街化区域の使用可能範囲（かずさアカデミアパーク地区は除く）



※印刷による色表現のため、厳密には本来の色彩と異なります。色見本等によってご確認ください。

市街化調整区域、都市計画区域外の使用可能範囲



※印刷による色表現のため、厳密には本来の色彩と異なります。色見本等によってご確認ください。

◆色彩基準の考え方

1 君津市の色彩の特徴

※資料編「色彩現状調査」(77、78ページ)参照

- 自然の色彩として、緑系の色彩が中心です。
 - ・市内のどこから見ても、山や田畑の緑が目に入ってくるのが特徴で、緑の印象が強い。
 - ・漁船や駅舎外壁も緑系の色に寄せた色彩でアレンジされています。
- 歴史文化資源や季節ごとに彩りを変化させる景観など色彩が多様です。
 - ・特産品、久留里商店街の商店の看板、神社の柱など鮮やかな色彩が使用されています。
(楊枝のクロモシ、歴史的建造物である金物屋の看板、人見神社の薄い赤茶と白漆喰のコントラストなど)
 - ・季節によって、彩りが多様に変化します。
(ミツバツツジ：赤紫～紫系、山林の紅葉：黄赤～黄 など)

2 色彩基準の方向性

君津市の色彩の特徴に加え、市民の「好きな景観」上位に挙げられているのが、里山や田園風景などの「自然景観」、寺・神社や歴史を感じる建物などの「歴史景観」であることも考慮し、色彩基準の方向性を次の2点とします。 ※資料編「アンケート調査」(75、76ページ) 参照

- 自然の緑に調和し、緑を活かすことができるよう「緑」に溶け込む色彩基準とします。
- 君津の特徴的な景観資源である歴史文化資源などが主役となる色彩基準とします。

3 色彩基準の設定

①建築物の外壁、工作物

- 数値（マンセル値）の使用可能範囲は、人工的な色彩を避け、まち並みや自然景観に溶け込むような色彩となるよう設定します。
- 君津市では、伝統的な建築物で高明度または低明度の無彩色が使用されており、市の景観のアクセントとなっています。これらの伝統的な建築物がアクセントとなり、主役となるよう明度9以上または明度4未満の無彩色と、明度9以上または明度3未満の有彩色は、使用しないものとします。
- 高彩度の有彩色は、使用しないものとします。また、市街化調整区域と都市計画区域外では、自然の景観要素がより豊富なため、市街化区域よりも彩度の基準を厳しくします。

②建築物の屋根

- 君津市の景観の特徴の一つとして、良好な眺望が得られる「俯瞰景（鳥の目のように上から眺めた景観）」が多いことが挙げられることから、この良好な眺望を維持するため、建築物の屋根については、外壁とは異なる色彩基準を定めます。
- 自然景観との調和に配慮した色彩を基本とするため、外壁よりも明度を抑えます。

- 明度が低い屋根の色は、現在、久留里商店街などの歴史的な建造物で使用されているため、外壁よりも暗い色まで許容するものとします。
- 彩度は、上限のみ外壁の範囲と同等とし、下限は設けなくて、より灰色がかった色まで許容するものとします。

③その他

- 石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものや、伝統的な建築物の色彩のうち一部に限り、許容するものとします。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとします。
- アクセントとして使用する色彩は、一部に限り、許容するものとします。

【参考】マンセル表色系

マンセル表色系とは、「色相」、「彩度」、「明度」の3つの属性による色の表示方法のことです。

色彩を数値化することで、色彩を客観的に把握する方法として、広く普及しています。

①色相（色合い）

赤（R）、青（B）など10色相に分類されます。

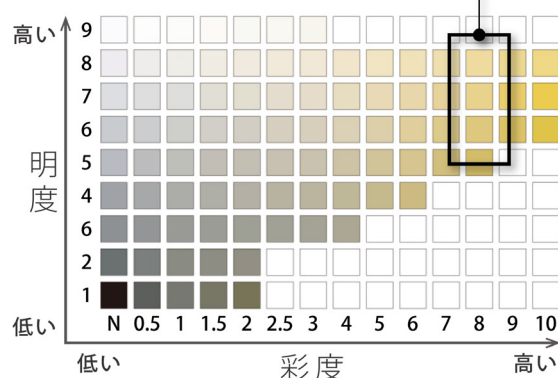
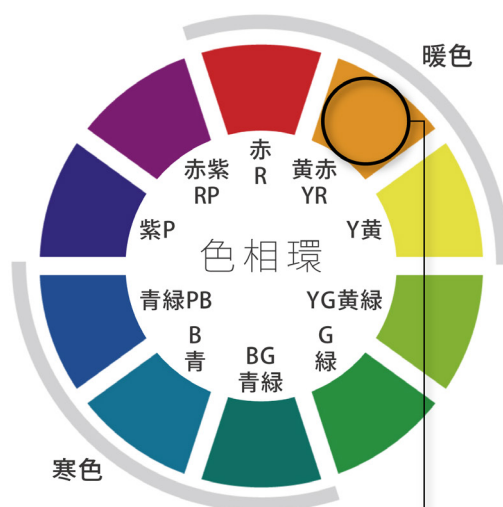
②彩度（色の鮮やかさ）

彩度が高いほど鮮やかな色彩になります。

③明度（色の明るさ）

明度が高いほど明るい色彩になります。

※黒、灰、白は、無彩色（N）です。
無彩色は、色相と彩度がなく、明度のみがある色です。



4-2 景観重要建造物／景観重要樹木

(景観法第8条第2項第3号)

地域のシンボルとなる建造物や樹木が除却されたり、その外観が変更されると、地域の良好な景観が大きく損なわれるおそれがあるため、これらの建造物や樹木を維持・保全し、将来にわたって継承していく必要があります。

景観法では、地域の良好な景観の形成のために重要な建造物や樹木について、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することで、その外観の変更を規制し、所有者や管理者に対して管理義務を課すことができます。

景観重要建造物や景観重要樹木は、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観または樹容に景観上の特徴があり、良好な景観の形成に重要であるとともに、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される建造物や樹木について、次の方針に基づいて、指定するものとします。

なお、指定は、市民からの推薦等も踏まえつつ、所有者と景観審議会の意見を聴いた上で行います。

指定の方針

次のいずれかに該当する建造物または樹木であること。

地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成のために重要であること。

地域の自然、歴史、文化を象徴していること。

地域の人々に広く親しまれていること。

※注意

景観重要建造物や景観重要樹木は、文化的価値判断によって指定するものではありません。

文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物として指定し、又は仮指定された建造物や樹木は、指定対象から除きます。

4-3 屋外広告物に関する行為の制限

(景観法第8条第2項第4号イ)

屋外広告物は、市民の生活に必要な情報を提供し、まちに活気やにぎわいを与えるものです。しかし、大規模なものや派手な色彩のもの、無秩序に設置されたものなどは、地域の良好な景観を阻害する要因になっています。

そこで、地域の良好な景観を保全・形成するため、千葉県屋外広告物条例に基づき規制するとともに、次の方針と色彩基準への配慮を求めていくものとします。

表示及び掲出に関する方針

歩行者などからの見え方に配慮し、景観を阻害しない表示方法や配置とすること。

建築物本体や周辺の景観と調和する形態意匠とすること。

可能な限り集約化し、数や大きさは必要最小限に抑制すること。

彩度が高い色、蛍光色、原色の使用や多色使いを避け、建築物本体や周辺の景観と調和する色彩とすること。

建築物本体や周辺の景観から著しく突出する素材の使用は避けること。

必要以上に明るい照明や派手な照明、過度に点滅する光源の使用は避けること。

■屋外広告物の色彩基準(推奨)

適用範囲	色 相	明 度	彩 度
表示面積の 1/2以上	R(赤)～GY(黄緑)	自 由	7以下
	G(緑)		6以下
	BG(青緑)		5以下
	B(青)		4以下
	PB(青紫)、P(紫)		5以下
	RP(赤紫)		6以下
表示面積の 1/2未満	自 由 (ただし、周辺の建築物や背景となる景観と調和する色彩を使用する。)		

※ただし、伝統的な建築物と調和したのれんなどは、色彩基準を適用しないものとする。

■色彩

- ・彩度の高い色の使用は避けること。特に、GY(黄緑)、G(緑)の色彩は注意すること。ただし、藍色などの伝統的な彩度の高い色を使用する場合は、この限りでない。なお、この場合においても、配置や面積を工夫し、過大な使用は避けること。

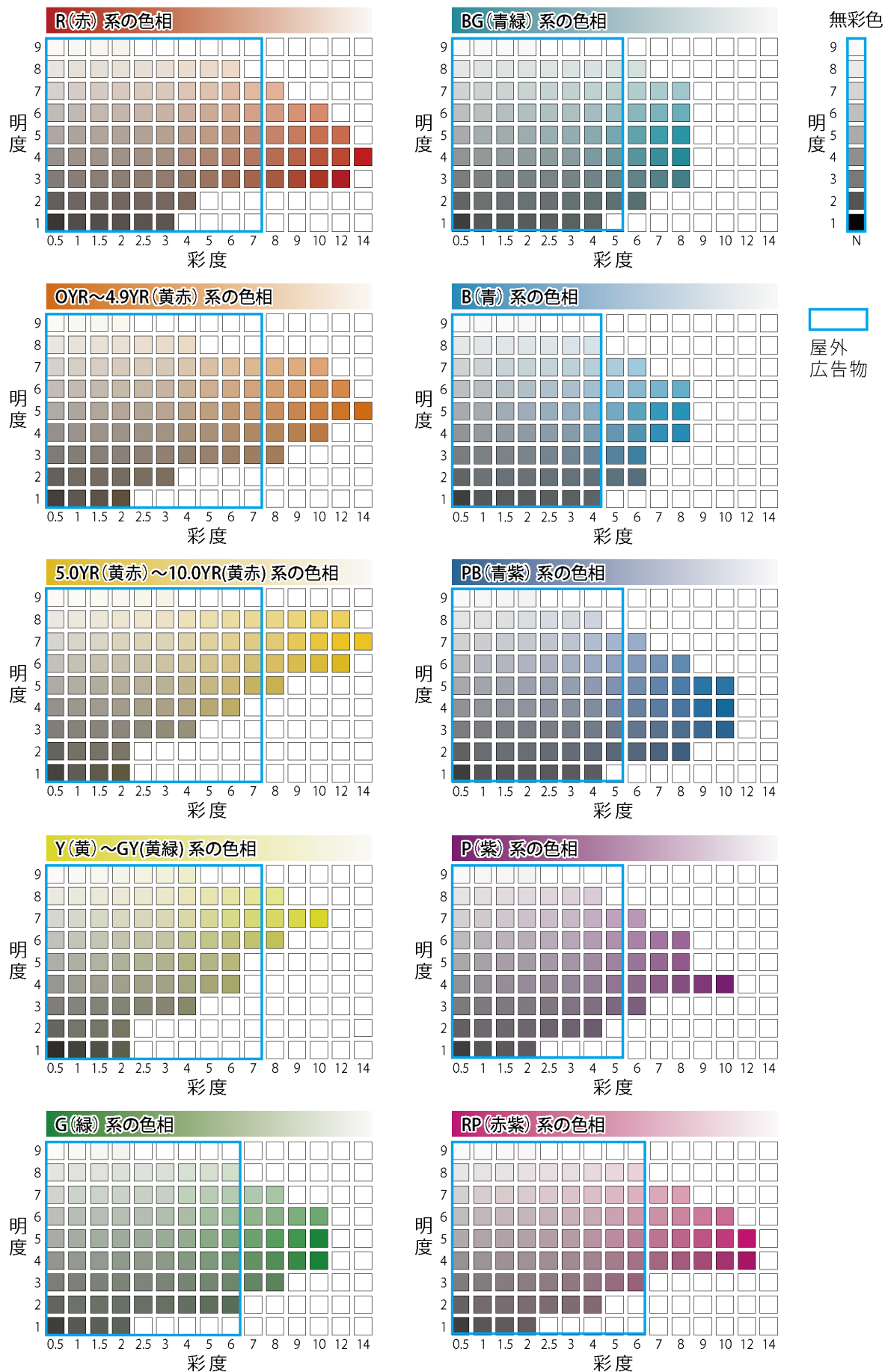
■屋上等に設置する屋外広告物

- ・周囲からの見え方に十分配慮すること。
- ・黒系の色を多用しないこと。
- ・全面を同一色で塗らないこと。

■店舗等の屋外広告物

- ・店舗の中層部(4階)以上に設置する屋外広告物は、派手な色を避け、可能な限り周囲のまち並みや自然景観と調和する色彩とすること。

屋外広告物の推奨範囲



※印刷による色表現のため、厳密には本来の色彩と異なります。色見本等によってご確認ください。

(参考) 千葉県屋外広告物条例による「禁止広告物等」、「禁止地域等」、「禁止物件」、「許可地域等」の位置づけ

①禁止広告物等（第3条）

「②禁止地域等」や「④許可地域等」の区分に関係なく、県内のどこへも、誰でも表示し、又は設置することができない広告物等をいいます。

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・ 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

②禁止地域等（第4条）

屋外広告物を表示し、又は設置することが、原則として、できない地域や場所等をいいます。

(例示)

- ・ 第一種低層住居専用地域
- ・ 生産緑地地区
- ・ 都市公園
- ・ 君津緩衝緑地
- ・ 東関東自動車道館山線
- ・ 房総スカイライン

③禁止物件（第5条）

「②禁止地域等」や「④許可地域等」の区分に関係なく、原則として、屋外広告物を表示し、又は設置することができない物件をいいます。

(例示)

- ・ 道路や鉄道などの橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造物、道路の分離帯
- ・ 道路の石がき、よう壁
- ・ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ・ 信号機、道路標識、道路の防護さく、カーブミラー
- ・ 交通信号機及び道路標識を添架してある電柱、電話柱及び街灯柱
- ・ 消火栓、火災報知機
- ・ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ・ 送電用鉄塔、送受信塔、照明塔
- ・ 煙突、ガスタンク、水道タンク
- ・ 記念碑

④許可地域等（第6条）

屋外広告物を表示し、又は設置するにあたり許可を受けることを要する地域等で、禁止地域を除く地域等をいいます。

- ・ 都市計画区域
- ・ 久留里街道の一部

4-4 景観重要公共施設

(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ)

道路、河川、都市公園等の公共施設は、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。

景観法では、それらの公共施設について、景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることができます。

景観重要公共施設は、次の方針に基づいて、施設管理者等と協議を行い、同意を得た上で指定するものとします。

なお、公共施設を整備するときは、良好な景観の形成を先導していくよう努めます。

指定の方針

次のいずれかに該当する公共施設であること。

地域のシンボルとして、良好な景観の形成のために重要な役割を果たしていること。

君津の景観の骨格を形成する軸や拠点となっていること。

君津の景観を特徴づける拠点として、地域の人々に広く親しまれていること。